

個人番号制度の概要について

～個人番号の適正な取扱いのために～

南三陸町

1 概略

番号制度においては、住民基本台帳に記載されたすべての住民に対して個人番号が指定・通知され、社会保障、税、災害対策の各分野においてこの個人番号を利用した個人情報の効率的な管理、検索が行われることとなります。このような個人番号の利活用において、地方公共団体の位置付けは、表－1のとおり大きく4つの場面に分ることができます。

まずは、この4つの場面においてそれぞれ地方公共団体の実務がどのような影響を受け、職員は実務上どのような対応が求められるかについて記載します。

【表－1】

	地方公共団体の立場	当該立場における個人番号の取扱いの内容
1	個人番号利用事務実施者	社会保障分野・税分野において、個人番号を利用した個人情報の管理、検索等
2	情報照会者・情報提供者	情報提供ネットワークシステムを利用した個人情報の授受
3	個人番号関係事務実施者	給与支払者として職員に関する支払調書や源泉徴収票に個人番号を記載して税務当局に提出するなど
4	個人番号の指定・通知者	個人番号を指定し、住民に通知、個人番号カードを交付

(1) 個人番号利用事務実施者としての個人番号利用の実務

個人番号利用事務実施者とは、番号法第9条第1項の規定に基づく別表第1の上欄に記載された者であって、同表下欄に記載された事務を処理するにあたり個人番号を使って個人情報の検索、管理を行うことができる者です。また、同条第2項の規定に基づく独自利用事務において個人番号を利用する者も含まれます。

別表第1には個人番号を利用することができる事務として93の事務が規定されているところ、このうち20を超える事務において、都道府県知事又は市区町村がそれぞれ個人番号利用事務実施者とされており、その他、教育委員会が個人番号利用事務実施者となるものもあり、地方公共団体が社会保障・番号制度の重要な担い手であることが表れています。また、分野別にみると、地方公共団体が個人番号利用事務実施者となっている事務のうち、社会保障分野に関する事務が32、税分野に関する事務が2、災害対策分野に関する事務が1となっています。

【check】 まずは、自分が個人番号利用事務実施者になるのかどうか、別表第1の事務を必ず確認しましょう！！

（2） 情報照会者・情報提供者としての地方公共団体

次に、地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使った情報の授受において、ある場面では情報の提供を求める情報照会者となり、別の場面では情報の提供を求められて提供する情報提供者となります。

同システムを使った情報提供を行うことができる事務は、番号法第19条第7号に規定する別表第2に記載されており、全部で115の事務が記載されています。このうち、地方公共団体が情報照会者になる事務としては、市区町村長が40、都道府県知事が31、都道府県教育委員会が3、市区町村教育委員会が1となっており、地方公共団体が情報提供者となる事務としては、市区町村長が98、都道府県知事が45、都道府県教育委員会が5、市区町村教育委員会が2となっています。

この数をみても、地方公共団体が情報提供ネットワークシステムを使った情報提供においても大きな役割を果たしていることをみてとることができます。

【check】 次に、自分が情報照会者・情報提供者になるのかどうか、別表第2の事務を必ず確認しましょう！！

（3） 個人番号関係事務実施者としての地方公共団体

地方公共団体が個人番号を取り扱う場面の3つ目は、個人番号関係事務実施者としての立場において個人番号を取り扱う場面です。個人番号関係事務実施者とは、従業者や職員に代わって、その個人番号が記載された書面を、個人番号利用事務実施者である地方公務員共済組合や国税庁長官等に提出する者で、従業員を雇用する民間事業者や、職員を雇用する立場としての行政機関や地方公共団体などがこれに当たります（番号法第9条第3項）。

具体的にみると、社会保障の分野では、地方公共団体は給与支払者として、職員の給与から掛け金に相当する額を天引きし、組合員に代わって組合に払い込む事務を行うところ、この事務を処理するに当たって個人番号を利用することとなります。また、地方公共団体の職員たる身分の取得・喪失に伴い地方公務員共済組合の組合員たる身分を取得・喪失した場合の手続も、個人番号を利用して行うこととなります。

税の分野では、地方公共団体は給与支払者として、職員の給与から所得税を徴収して税務当局に納付する義務を負うところ、この手続においても個人番号を利用することとなります。また、職員への給与支払に関して税務署に給与支払報告書を提出する事務においても個人番号を利用することとなります。

地方公共団体は、これらの手続において、職員から個人番号を取得し、手続書類（組合員資格取得届・喪失届、被扶養者認定申告書、支払調書、

源泉徴収票等)にその者の氏名や徴収額などの情報とともに個人番号を記載して共済組合や税務当局に提出することとなります。また、これらの事務を取り扱うに当たり個人番号を利用した個人情報の管理、検索を行ふことができることとなります。

【check】 地方公共団体は、民間の事業者と同じく、職員を雇用する立場において、個人番号関係事務実施者として個人番号を取り扱うこととなります(想定される担当課は、総務課、出納室、水道事業所、病院総務課です。)。

(4) 個人番号の指定・通知者としての市区町村長

個人番号を指定し、通知カードによってこれを通知するのは市区町村長です。対象は、住民票コードが住民票に記載される日本国民及び外国入住民です。いうまでもなく、個人番号の通知は、国民の利便性の向上、行政事務の効率化を図るための個人番号の利用の前提として不可欠な事務であり、遗漏がないよう実施されなければなりません。

市区町村が個人番号を指定・通知するケースを整理すると、表-2のとおりとなります。

【表-2】

	個人番号を指定・通知する対象	番号法の条文
1	出生により新たに住民基本台帳に記録される者	第7条第1項
2	番号法施行日に住民基本台帳に記録されている者	附則第3条第1項
3	番号法施行日前に転居届を提出したことにより番号法施行日に住民基本台帳に記録されていなかつた者で、番号法施行後に転入してきた者	附則第3条第2項
4	住民基本台帳ネットワークシステムの導入前から国外に居住していたなどの理由により住民票コードを指定されていない者で、番号法施行後に転入してきた者	附則第3条第3項

個人番号は生涯不变が原則ですが、例外的に、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるとき、町長は、本人の請求又は職権により個人番号を変更し、これを指定・通知しなければなりません(番号法第7条第2項)。高度の個人識別性を有する個人番号が不正に用いられる場合、その被害が大きなものになる恐れがあることから、このような制度が設けられています。

また、番号法において、個人番号カードの制度が規定されています。個人番号カードは、券面に、住所・氏名・個人番号・本人の顔写真等が表示されたものであり(番号法第2条第7項)、本人確認の際に利用され

るほか、条例に基づき独自利用も認められています（番号法第18条）。

この個人番号のカードの交付も町長が行うこととされており、本人の申請に基づき、個人番号カードを交付する事務を行うこととなります（番号法第17条）。

【check】 町は、個人番号の指定・通知、個人番号の変更の業務を行うとともに、個人番号カードの交付業務も行います。

2 求められる本人確認措置【特に重要】

番号法第16条は、個人番号利用事務等実施者が本人から個人番号の提供を受けるに当たり、個人番号カードによる本人確認、または通知カード等による本人確認を義務付けています。地方公共団体は、例えば社会保障給付の申請を受けるに当たり申請者である本人から個人番号の告知を受けることになりますが、その際はこの本人確認が義務付けられています。同条が規定している本人確認の方法は表-3のとおり、3つの方法があり、職員はこれらいずれかの措置により本人確認を行う必要があります。

【表-3】

本人確認の措置	
1	個人番号カードの提示を受ける。
2	通知カード+主務省令で定める書類（運転免許証やパスポートなど）の提示を受ける。
3	1・2に代わるものとして政令で定める措置（住民票の写し等の提示を受けること（番号法施行令第12条第1項）。）をとる。

本人確認の実質的な内容としては、①個人番号を提供しようとする面前の人物と②当該個人番号を付与されている人物とが同一であるということの確認が挙げられます。例えば、表-3の1の場合、まず、個人番号を付与された人物が誰であるかというのは、個人番号カードに記載された氏名・生年月日・性別・写真等によって特定されます。したがって、職員は、その人物と面前にいる人物が同一であることを確認する必要があります。この作業は、通常、個人番号カードに表示された写真・生年月日・性別と面前にいる人物の容貌等を比較することによって行います。職員は、個人番号カードに示された写真と面前にいる人物の容貌が同一であること、また、個人番号カードに記載された生年月日から計算される年齢と面前にいる人物の外形から推測される年齢が整合すること、個人番号カードに記載された性別と面前にいる人物の性別が同一であることを確認する必要があります。これらの作業を怠り漫然と個人番号カードの提示を受けるだけでよしとするなどということがあつてはなりません。職員は、本人確認に疑義が生じた場合には、その者に説明を求め、また併せて他の資料の提示を求めて確認するなどして厳格な本

人確認を行う必要があります。

本人が通知カード及び主務省令で定める書類を提示した場合の本人確認についても同様です。主務省令では、運転免許証やパスポートなどが規定されています（番号法施行規則第1条）。地方公共団体の職員は、個人番号カードによる本人確認を行う場合と同様、運転免許証等に表示された写真・生年月日・性別と、面前にいる人物の容貌・年齢・性別を対比して同一人物であることを確認する必要があります。さらに、この場合には、通知カードに記載された氏名・住所・生年月日・性別と、運転免許証等に記載された氏名・住所・生年月日・性別との同一性も確認する必要があります。婚姻関係・養子縁組関係の変更、転居等により氏名・住所が一致しない場合も生じると思われ、同一性について疑義がある場合には、説明を求め、適切な資料の提示を求めるなどして厳格な本人確認を行う必要があります。個人番号カードは、通知カードのように個人番号を通知されるすべての者に対して交付されるものではなく、本人の申請によって町長から交付されるものである（番号法第17条第1項）ことなどから、特に個人番号の利用が開始される当初は個人番号カード持たない者に対して通知カード等による本人確認を行う場面も少なくないと思われますので、注意が必要となります。

【check】・提示された個人番号カードの表示事項と面前にいる住民とをしっかりと対比して本人確認をしましょう！！

- ・提示された個人番号カードの写真・生年月日・性別と面前にいる人物の容貌・年齢・性別が整合しないのに、説明を求めるなどせず手続を進めることは、絶対にあってはなりません！！
- ・提示された通知カード及び運転免許証の住所が一致していないのに、説明を求めるなどせず手続を進めることは、絶対にあってはなりません！！

3 個人情報の保護に係る措置

番号法では、システム上と制度上の両面からの保護措置を講じています。システム上の保護措置の主なものとしては、個人情報を一元管理とせずに従来どおり分散管理することや、情報提供ネットワークシステムを使った情報連携に際して、個人番号とは別の符号を利用するなどの措置をとっています。

制度上の保護措置は表-4のとおりとなっています。

【表-4】

規制・義務付けの内容	番号法条文
個人番号の利用の規制	第9条
特定個人情報の提供に関する規制	第19条

個人番号の提供の求めに関する規制	第15条
特定個人情報の収集・保管に関する規制	第20条
特定個人情報ファイルの作成に関する規制	第28条
委託・再委託に関する規制	第10・11条
本人確認措置に関する規制	第16条
個人番号の安全管理に関する規制	第12条
情報提供ネットワークシステムに関する規制	第23条～25条
特定個人情報保護評価の義務付け	第26・27条

【check】 過去の例からも情報漏えい等は、ヒューマンエラーによるものがほとんどです。どんなに優秀なシステムを導入してもそれを操る職員が制度など根本的な部分を理解しない限り、情報漏えい等は発生する可能性があります。職員は、個人情報の保護措置を必ず確認し、番号法の対象事務を適正に執行しましょう！！

4 罰則

番号法は、個人番号を取り扱う者による個人番号の漏えい、収集、守秘義務違反等に対する刑事罰を規定（番号法67条～77条）しており、地方公共団体の職員（元職員も含みます。）も刑事罰の対象となります。職員が対象となる罰則は表-5のとおりとなっています。

【表-5】

	番号法条文	行為	法定刑	例
1	第67条	正当な理由なく、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれらの併科	業務で取り扱っている住民税の納付状況が記録されたデータベースを売却する。
2	第68条	自己・第三者の不正な利益を図る目的で、個人番号を提供または盗用	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金、またはこれらの併科	業務で取り扱っている住民の個人番号を売却する。
3	第69条	情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供についての事務に関する秘密を漏えい・盗用	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金、またはこれらの併科	情報提供ネットワークシステムに接続している業務システムの機器設定に関する電子情報を漏

				らす。
4	第70条	人を欺き、暴行を加え、脅迫する、または窃取、施設への侵入、不正アクセスなど管理を侵害する行為により個人番号を取得	3年以下の懲役または150万円以下の罰金	窓口に訪れた住民に対し、個人番号が必要な手続でないのに個人番号が必要である旨の嘘をつて個人番号を取得する。
5	第71条	職権を濫用して、専ら職務の用に供する以外の目的で、個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図面、電磁的記録を収集	2年以下の懲役または100万円以下の罰金	業務で取り扱っている住民税の納付状況が記録されたデータベースを、USBにコピーして持ち帰る。
6	第73条	委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金	不正な個人番号の利用を停止することを求める命令に従わず、不正な個人番号の利用を続ける。
7	第74条	委員会の報告・資料提出の求めに応じない、虚偽報告・虚偽の資料を提出、質問に答えない、虚偽の答弁をする、検査を拒み、妨げ、忌避する。	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	立入検査に入った委員会職員の質問に対し、虚偽の事実を答える。

5 最後に・・・

ここまで番号法の概要を簡単に述べてきましたが、個人番号を取り扱う上で重要なポイントとしては「何のために」「どのように」取得するかという2点です。まず前者については、あくまで基本は今までやっている事務事業が

ベースとなり、その上で個人番号を扱う領域が当面社会保険と税関係に限られますので、対象事務を洗い出し（番号法の別表を確認）、十分な準備を行うことで対応できます。また「どのように」については、安全管理措置が必要となります。これまでの個人情報の安全管理措置と同様の措置を行うことで、特に身構える必要はありません。ただ注意すべきなのが、不必要に個人情報を取得すると法令違反になる。ということで、個人情報は一度取得してしまえば、あらかじめ告知した利用目的の範囲であれば自由に使えますが、個人番号は、そもそも使える場面が限定されており、必要のない場面で使ってはいけないという点が異なることに注意が必要です。

いずれにしても、平成28年1月1日の法施行日までの間、もう一度、法本文、別表、主務省令等を必ず一読し、十分な準備を行った上で適正に個人番号を取り扱いましょう。これこそが、最大の対策となります。